

3-4 コミュニティ

<p>○三鷹市自治基本条例 平成 17 年 10 月 1 日条例第 17 号 <b>改正</b> 平成 19 年 3 月 12 日条例第 3 号</p>	<p>○多摩市自治基本条例 平成 16 年 3 月 31 日条例第 1 号 <b>改正</b> 平成 22 年 3 月 15 日条例第 4 号</p>	<p>○阪南市自治基本条例 平成 21 年 6 月 5 日 条例第 21 号</p>	<p>○明石市自治基本条例 平成 22 年 3 月 26 日条例第 3 号</p>	<p>○流山市自治基本条例 平成 21 年 3 月 30 日条例第 1 号</p>	<p>○相生市市民参加条例 平成 16 年 3 月 24 日 条例第 12 号</p>
<p><b>第 2 章</b> 市民及び市民自治 (地域における市民の権利、責務等) <b>第 4 条</b> 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。 2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。 3 市民は、前 2 項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。</p>	<p><b>第 3 節</b> コミュニティの役割 (コミュニティ) <b>第 7 条</b> コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。 2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。</p>	<p><b>第 7 章</b> 市民参画及び協働 (市民活動団体) <b>第 16 条</b> 市民は、地域の活動及び地域の課題の解決に取り組む団体又は他の市民と共通する目的の実現に取り組む団体(以下この条において「市民活動団体」という。)を自主的に組織することができる。 2 市民は、市民活動団体の役割を認識し、その活動を推進するとともに、地域の課題を、自らも解決するよう努めるものとする。 3 市民は、互いに協力し、少数の意見及び行動も尊重しながら、積極的に活動に参加するよう努めなければならない。 4 執行機関は、市民活動団体の活動を推進するため、市民活動団体から相談、要望等があったときは、その保有する情報を提供し、平等かつ迅速に必要な措置を講じなければならない。 5 議会は、市民活動団体の自主性及び役割を尊重するものとする。</p>	<p>(地域コミュニティ) <b>第 17 条</b> 市民は、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための組織(以下「協働のまちづくり推進組織」という。)を設立し、地域コミュニティとして協働のまちづくりを推進する。 2 協働のまちづくり推進組織が担うまちづくりの基本的な単位は、小学校区とする。 (協働のまちづくり推進組織) <b>第 18 条</b> 協働のまちづくり推進組織は、民主的で開かれた運営を行い、地域での組織づくり及び活動に当たっては、地縁による団体その他各種団体間の連携、協力を努めるものとする。 2 協働のまちづくり推進組織は、地域での課題解決に向け、地域で意見を集約し、合意形成を図った上で、まちづくりに関する協働の提案を市長等に対して行うことができる。 3 市長等は、協働のまちづくり推進組織からまちづくりに関する協働の提案が行われた場合には、協議の上、真摯に検討し、対応しなければならない。 (協働のまちづくりの拠点) <b>第 19 条</b> 小学校区コミュニティ・センターを協働のまちづくりの拠点として位置付け、市民と市、市民同士が地域等の情報を共有する場又は地域自らが地域のまちづくりを考え実践する場、市民と市が協働するための場等まちづくりの場とする。 (条例に基づく協働のまちづくりの推進) <b>第 20 条</b> 協働のまちづくりの推進方策その他必要な事項については、別に条例で定める。</p>	<p>(地域コミュニティ) <b>第 6 条</b> 市民並びに市内で働く者及び就学する者は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団(以下「地域コミュニティ」という。)が市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこれに加入し、その活動に関わるように努めるものとします。 2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとします。 3 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければなりません。 (協働によるまちづくり) <b>第 15 条</b> 市民等、市及び議会は、地域課題を解決し、豊かな地域社会を実現するため、協働によるまちづくりを行うものとします。 2 市は、協働によるまちづくりの推進に当たっては、必要に応じて地域コミュニティ又は事業者との間に、互いの役割等を定めた協定を締結することができます。 3 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。</p>	